

事業計画書

(自 令和5年4月1日 ~ 至 令和6年3月31日)

(自 2023年4月1日 ~ 至 2024年3月31日)

公益財団法人 マルホ・高木皮膚科学振興財団



はじめに

公益財団法人 マルホ・高木皮膚科学振興財団（以下、当財団）は、「創造的な研究の奨励等に関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与する」ことを目的に設立され、この目的を進めるために、皮膚疾患の診断・予防・治療に結びつく臨床・病態研究（疫学調査を含む）を対象に広く助成し、公益性の高い法人としてわが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献していきます。

当財団の助成事業は、設立者からの寄付財産及びそれから得られる果実を主たる資金として実施いたします。

目 次

1. 実施事業	2
【研究助成事業】	2
(1) 第 8 回 高木賞の募集と助成者決定	2
(2) 第 7 回 高木賞の助成実施	3
(3) 第 4 回 高木賞受賞者からの研究結果報告書の冊子化による公表	4
(4) 第 5 回 高木賞受賞者からの収支報告書、研究結果報告書の受入れ.....	4
【奨学寄付事業】	5
(1) 奨学寄付事業の立上げ準備	5
(2) 公募システムの準備	5
2. 法人運営	6
(1) 理事会（開催時期は予定）	6
(2) 評議員会（開催時期は予定）	6
3. 法人財源に関する検討	6
4. 広報活動	6
(1) ホームページ・皮膚科関連学会を活用した広報活動	6
(2) 研究助成事業/奨学寄付事業を通じた広報活動	7
(3) 臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会ポスター賞への協賛	7

1. 実施事業

【研究助成事業】

今年度は、引き続き設立来の重点事業である、「皮膚科学の発展に向けて創造的な研究に取り組む研究者への研究助成」を行うことで、広く皮膚科学の発展とその治療法の開発に貢献します。

(1) 第 8 回 高木賞の募集と助成者決定

皮膚科学の発展に資する研究を行う個人やグループ代表者に対して以下の内容で募集し、助成金の支給という形で研究を支援します。

1) 実施根拠

定款第 4 条第 1 項第 1 号に基づき「皮膚科学に関する研究に対する助成」を実施します。

2) 目的

皮膚疾患の診断・予防・治療に結びつく臨床・病態研究（疫学調査を含む）を対象に広く助成し、この分野の治療、研究の振興を図り、もってわが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献することを目的とします。

3) 概要

- 助成対象 日本皮膚科学会認定皮膚科専門医で日本国内の大学もしくは医療機関（クリニックを含む）に所属する個人あるいは研究グループの代表者とし、応募者（代表者）の年齢は、若手研究者の育成を考慮し申請時に満 50 歳以下とします。ただし、疫学調査等を行う研究グループの代表者は年齢を問いません。
なお、大学院生、学生、企業に所属する研究者は対象外とします。
1 施設から複数の応募を可とします。
- 助成内容 助成金額は、従前の高木賞 2,000 万円にリニカル社株式配当金全額を加え、高木賞臨床研究奨励賞を含めた総額を 3,000 万円とします。
1 件あたり最高 500 万円を目処とする高木賞に、令和 5 年度は高木賞臨床研究奨励賞として総額 500 万円、（最大 10 件）を設け、より臨床に則した研究の奨励につなげます。募集要項への記載等については令和 5 年（2023 年）5 月の理事会、予算措置については令和 6 年（2024 年）3 月の理事会にて審議します。
- 助成期間 原則、令和 6 年（2024 年）4 月から 2 か年とします。



- 募集方法 医育機関名簿に記載のある皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する国内の大学へ募集要項を送付します。同時に財団ホームページ、日本皮膚科学会雑誌、日本臨床皮膚科医会雑誌に募集要項を掲載するとともに、助成情報 navi オンラインデータベースに財団情報を掲載して助成情報を周知します。また、皮膚科学関連学会等にてポスター・パンフレットを設置します。
令和 5 年（2023 年）10 月 1 日～11 月 30 日の間に所定の応募用紙に記入のうえ、所属機関の所属部門長（教授、部長など）の応募確認を得て、財団事務局へ郵送していただきます。
- 選考方法 外部委員で構成する当財団の選考委員会において、研究の科学的新規性、研究の臨床医学へのインパクト、研究方法及びその研究計画の妥当性、皮膚科臨床に対する直結度を勘案して書類審査し、令和 6 年（2024 年）2 月に開催される選考委員会を経て、3 月に開催される理事会の承認を経て決定します。
- 成果報告 令和 8 年（2026 年）12 月を期限として、受賞者から研究結果報告書及び収支報告書を徴求します。なお、助成期間終了後に入手した研究結果報告書は冊子化のうえ、研究結果報告書集として配布します。この際、第 8 回 高木賞の選考委員名を公表します。

4) 選考委員会

公益的な観点から助成者を選考するため、皮膚科学に精通した有識者複数名（4 名以上）の選考委員から構成される選考委員会（選考委員は、利益相反のある対象者の選考には参加しない）により公正かつ厳正に評価します。

(2) 第 7 回 高木賞の助成実施

令和 4 年（2022 年）10 月 1 日～同年 11 月 30 日にかけて第 7 回 高木賞（高木賞・高木賞臨床研究奨励賞）の募集を実施しました。選考委員会及び理事会を経て贈呈式を実施のうえ、研究助成を行います。

1) 贈呈式

第 7 回 高木賞贈呈式をザ・プリンスさくらタワー東京（東京都港区高輪）で執り行う予定です。

2) 助成及び助成期間

助成金は予定どおり、受賞者に対し各所属機関の所定の方法に従い令和 5 年

（2023年）4月1日以降に支給します。

(3) 第4回 高木賞受賞者からの研究結果報告書の冊子化による公表

令和2年（2020年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日にかけて助成した第4回 高木賞受賞者からの研究結果報告書を冊子化し、国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する大学への配布及び国立国会図書館、科学技術振興機構ならびに医学中央雑誌刊行会への納本により公表します。

(4) 第5回 高木賞受賞者からの収支報告書、研究結果報告書の受入れ

- 1) 令和3年（2021年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日にかけて助成した第5回 高木賞の受賞者から研究結果報告書、収支報告書を令和5年（2023年）12月31日までに入手し、助成金が適切に使用されたことを確認します。
- 2) 受賞者全員の研究結果報告書が揃いましたら第5回 高木賞受賞研究成果として冊子化し、その内容を公表します。



【奨学寄付事業】

(1) 奨学寄付事業の立上げ準備

定款第4条第1項第3号に基づく「皮膚科学に関する大学講座への寄付」を新たな公益事業として立上げる準備を行い、令和6年(2024年)度4月からの奨学寄付金の公募受付準備を進めます。令和4年11月1日に内閣府に対して奨学寄付事業実施のための変更認定申請を実施しました。しかし、令和5年度の奨学寄付事業にかかる一連の作業は財団内部での準備行為に相当するため申請は時期尚早と判断され、一旦申請を取り下げ、奨学寄付事業のための新たな規程・内規、奨学寄付金配分のための選考基準、募集要項、募集方法等を整備し、事業の詳細を記載したうえで令和5年6月～7月を目処に再度内閣府に変更認定申請を行います。また、必要に応じ、人的資源確保のため、人材派遣を検討します。

今後の当該奨学寄付事業に必要となる資金については、マルホ株式会社から寄付を受けることを文書により確認しています。

(2) 公募システムの準備

当財団のホームページとは別に、奨学寄付金の公募受付等のためのホームページを立ち上げるため、株式会社電通国際情報サービス(iSiD)社のサービスを活用します。また、奨学寄付金配分のため必要となる情報を収集、加工するためのプログラムをiSiD社協力のもと、作成します。

2. 法人運営

(1) 理事会（開催時期は予定）

	令和5年（2023年）5月19日	令和6年（2024年）3月
議題	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年（2022年）度事業報告、決算報告の審議 ● 第8回 高木賞の募集要項の審議 ● 評議員会開催の審議 ● 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第8回 高木賞受賞者の決定 ● 令和6年（2024年）度予算・事業計画書の審議 ● 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

(2) 評議員会（開催時期は予定）

	令和5年（2023年）6月9日
議題	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年（2022年）度事業報告の審議 ● 令和4年（2022年）度計算書類の審議 ● 理事・監事選任の審議 ● 評議員選任の審議 ● 第7回 高木賞受賞者決定の報告

3. 法人財源に関する検討

当財団の設立趣旨及び目的は、創造的な研究の奨励等に関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与することです。この趣旨及び目的に賛同して頂き、活動の推進を目的とした個人・団体からの寄付を運用することで得られる果実を財源とします。

4. 広報活動

(1) ホームページ・皮膚科関連学会を活用した広報活動

当財団のホームページによる研究助成の募集や情報公開などを通じて当財団の事業の広報活動に取り組みます。また、作成したポスター、パンフレット等を皮膚科学関連学会等で配布・活用し、当財団の認知促進を図ります。

助成情報 navi オンラインデータベースに財団の助成情報を掲載して財団の認知と応



募促進を図ります。

第 7 回 高木賞/高木賞臨床研究奨励賞の受賞者の氏名、所属機関、研究テーマ及び研究概要を財団ホームページ等に開示して当財団の広報活動に取り組みます。

(2) 研究助成事業/奨学寄付事業を通じた広報活動

第 4 回 高木賞受賞者の研究結果報告書を冊子化して、国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する大学へ送付することにより、また、国立国会図書館、科学技術振興機構や医学中央雑誌刊行会へ納本することによって当財団の研究助成活動の公知に努めます。

第 8 回 高木賞/高木賞臨床研究奨励賞の募集要項を国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する大学へ送付します。また、令和 6 年（2024 年）度から奨学寄付公募受付に対し、新規公益事業の立ち上げに関する案内文を作成し、国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する大学へ送付します。

これらの活動を通じ、関係者の当財団ホームページへの誘導を推進します。

(3) 臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会ポスター賞への協賛

臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会ポスター賞への協賛を第 37 回日本臨床皮膚科医会総会・学術大会より試行的に実施しました。本年度も第 39 回日本臨床皮膚科医会総会・学術大会のポスター賞に協賛することにより、マルホ・高木皮膚科学振興財団の存在を広く周知すると共に、一層の臨床研究の質向上と臨床研究の活性化に貢献します。なお、ポスター賞には最優秀賞 1 件に記念の盾と賞金 20 万円を、優秀賞 3 件に同じく記念の盾と賞金 10 万円ずつを贈呈します。

以上